

第7回社会保障審議会・年金部会／2002.7.19

「年金制度の体系・給付と負担等」についての意見

社会保障審議会・年金部会委員

大山 勝也

山口 洋子

向山 孝史

1. はじめに

私たちが年金制度の体系および給付と負担等について考える上では、第4回年金部会で示した「『公的年金制度の役割と財政方式等』についての意見」における基本的考え方を前提に、意見を述べることとする。

○公的年金は、高齢者家計の主たる柱としての役割を果たしており、今後とも老後生計費の基本部分を保障する給付水準を確保することが必要である。

ここで言う「基本部分」は、「最低生計費（衣食住）」＋「税・社会保険料＋医療・介護費」＋「基本交通・通信費」＋「基本教養娯楽費」＋「冠婚葬祭費」などつましく暮らせるだけの水準である。

○1985年改正で「国民皆年金」を旗印に導入した「基礎年金制度」は、空洞化の進行をはじめ、いくつもの問題点を露呈しながら今や破綻に瀕している。第一号被保険者の自主納付による未納率と保険料徴収コストの上昇をもたらしている。

真の「国民皆年金」の確立こそが国民の公的年金に対する信頼回復の基礎であり、全住民を差別なく対象とする「普遍主義」に基づく基礎年金制度を確立しようとするれば、自主納付の制度では無理であり、税によることが本道である。

1. 公的年金制度の体系について

○わが国の年金制度は、第2号被保険者の被用者グループでは、1、2階を通じた所得比例の定率負担で、給付は定額年金（1階部分）による所得再分配と報酬比例年金（2階部分）の2階建て構造となっている。

現役時代の主たる収入源が賃金である被用者グループにおいては、高齢となり退職する際には主たる収入源を喪失することから、引退前の所得水準が一定程度反映される現行の2階建て方式を、今後とも維持すべきと考える。

しかし、現役時代の賃金、退職金、企業年金等に大きな格差がある現状では、現役時代の所得格差を高齢期にそのまま持ち込まず、公的年金の果たすべき役割を満たすためにも基礎年金制度に税方式を導入した上で基礎年金比率を高めるなど、所得再配分機能を現行以上に強めるべきである。

○第1号被保険者の自営業者グループについては、定額負担・定額給付の基礎年金のみのため、所得再配分は行われていない。自営業者にも所得比例の年金が望ましい

としても、最大のネックは所得捕捉による保険料の算定が困難ということである。

被用者グループと自営業者グループでは、就業形態（定年の有無）などの違いによる稼得所得等を踏まえれば、現行の体系とならざるを得ないのではないか。

- 現在、第1号被保険者は、自営業者、農業者等だけでなく、厚生年金任意加入の5人未満の個人事業所等に雇用される雇用労働者などの被用者が26.4%（「1999年国民年金被保険者実態調査」）となっている。本来雇用労働者であるこれらの人々は、現状では、第1号被保険者として定額の基礎年金のみの給付となる。前述した被用者に対する公的年金の役割を踏まえれば、これらの人々に対し、厚生年金の適用を拡大すべきであり、事業所規模にかかわらず雇用労働者は厚生年金の強制適用とすべきである。

2. 給付と負担について

- 今後とも老後生計費の基本部分を保障するためには、将来にわたって基礎年金と厚生年金とを合わせた給付水準は、ネット・ネットの所得代替率55%を保障することで国民に「安心の給付」が実現できる。これを超える部分は、稼得収入や貯蓄その他で家計が直接負担する。
- 現役世代の公的年金制度に対する信頼を得る上で欠くことのできない条件は、現役労働者の賃金水準と年金受給者の年金水準との適正なバランスを維持することである。具体的には、在職時の勤労収入の一定割合（ネット・ネットの所得代替率55%）を保障する水準を、将来にわたり確保する。そのため、既裁定者の年金額の賃金スライドを復活させる必要がある。
- 厚生年金に加入している女性は、加入期間が短く、賃金も低いことから男性に比べ半分程度の年金額である。今後増加する女性単身世帯の老後生活保障という観点からも、給付水準を考慮する必要がある。
- 今後、給付水準について議論する際には、名目ではなく現在価格で行うべきである。
- わが国の年金の給付水準が国際的に見て高いか低いかを論じるのであれば、諸外国における負担の水準や高齢期における消費支出、所得代替率、モデル年金での比較なども合わせて検討すべきである。
- 「少子高齢化が急速に進展する中で、保険料負担の水準を段階的に引き上げていくことが必要」とあるが、今後の保険料負担の上昇をできるだけ抑制するために、以下の措置を講ずる必要がある。
 - ①基礎年金の給付に必要な国庫負担割合を早急に2分の1に引き上げ、近い将来、税方式への転換をめざす。

- ②年金給付に必要な額以上に引き上げている「段階保険料方式」を見直し、積立金を取り崩して保険料の引き上げを抑える。(積立金はその運用収益によって将来の年金保険料負担を抑制することが目的とされているが、見込み通りの収益を長期にわたって上げ続けられる保証はない。)
- ③公的年金の役割を踏まえて、在職老齢年金制度を廃止し、年金を含めた総所得に課税し、その税収を年金給付にあてる。これによって現役と受給者のバランスをはかり、保険料の上昇を抑制する。
- ④高齢者や女性の就業環境を改善し、社会保険の適用対象を拡大して、年金受給者に対する被保険者の割合を高める。

○公的年金の保険料率は、これまでおよそ5年毎に引き上げられてきた。こうした方法では保険料引き上げの年には手取り賃金が減ることも起こる。他方、給付面では物価スライドは原則毎年実施されているので、保険料率の引き上げも必要に応じて小刻みに実施するように改めるべき。

3. 社会経済情勢の変動に対する考え方

○1994年改正で、賃金スライドの方法を可処分所得スライドに変更したが、現役賃金を手取りとしながら年金は総額となっている。高齢者も健康保険料や介護保険料を納めていることから、年金額も手取りで比較することが可処分所得スライドを活かすことになる。

手取り賃金と手取り年金の比率を一定(ネット・ネット方式)にすると、高齢者比率が高まり現役世代の負担が増えれば、年金水準はそれを差し引いた手取り賃金の伸びによって制約される。これは、人口変動の財政的影響が自動的に調整され(ビルトイン・スタビライザー)、現役世代と高齢者世代とのバランスをはかることができる。

○公的年金の将来は、経済成長に左右されるため、経済活動の活性化が今後の社会保障の基盤である。今後の保険料負担を抑えることにより、労働者家計の消費活動と企業の投資行動の拡大を支え、わが国経済の潜在力を発揮することができる。

4. 少子化対策と年金との関係

○今後増加する「婚外子」の扱い、移民の問題、さらには少子化対策として、保育所費用・教育費等への支援を年金制度の中ではなく、国全体として取り組むべきである。

5. 医療・介護施設入所者の年金

○年金受給者に限らず、病院や特別養護老人ホームなどの施設に入所した際の個室居住費相当分は、基本的に利用者が支払うことが望ましい。

以 上